



東京海上・円資産バランスファンド(3倍型) (毎月決算型) / (年1回決算型)

追加型投信 / 国内 / 資産複合

愛称: **円奏会 三重奏**

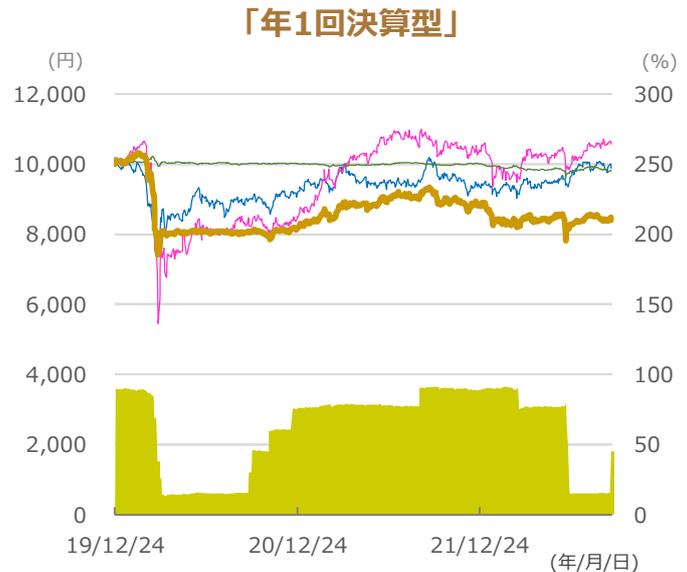
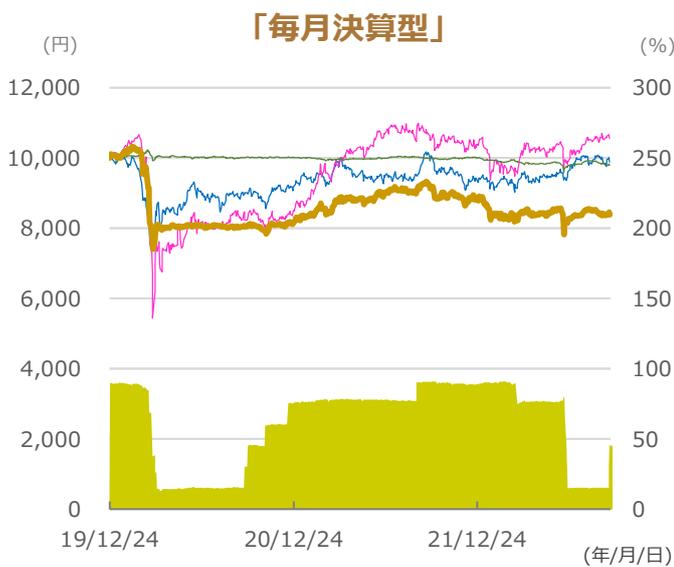
組入比率引き上げのお知らせ

- ◆ 当ファンドの基準価額の変動リスクが低下したことなどから、9月13日と14日に日本株式および日本REITの組入比率の引き上げを行い、9月14日時点の「日本株式+日本REITの組入比率合計*」は、毎月決算型が45.2%、年1回決算型が45.4%となっております。*四捨五入の関係上、表内の日本株式および日本REITの組入比率の合計値と一致しない場合があります。
- ◆ 当ファンドは信託終了（繰上償還）に係る書面決議を実施し、2022年10月7日に繰上償還します（新規のご購入を停止しています）。永年ご愛顧いただき、誠にありがとうございました。

ファンドの基準価額および日本株式・日本REITの組入比率の推移

期間：2019年12月24日（設定日）～2022年9月14日、日次

■ 日本株式マザー+日本REITマザー組入比率合計（右軸） — 日本株式マザー基準価額（左軸）
 ■ 日本REITマザー基準価額（左軸） — 日本債券（国債先物）（左軸）
 ■ 基準価額（左軸）



2022年9月14日時点の組入比率 (%)

	2022/9/14	引き上げ前 (9/12)	基本資産配分	差
日本株式マザー	22.6	7.7	45.0	-22.4
日本REITマザー	22.6	7.7	45.0	-22.4
日本債券（国債先物）	205.4	204.5	210.0	-4.6
短期金融資産等	49.4	80.1	-	-

2022年9月14日時点の組入比率 (%)

	2022/9/14	引き上げ前 (9/12)	基本資産配分	差
日本株式マザー	22.7	7.8	45.0	-22.3
日本REITマザー	22.7	7.8	45.0	-22.3
日本債券（国債先物）	214.8	212.9	210.0	+4.8
短期金融資産等	39.8	71.6	-	-

【組入比率の見直し方法について】

毎営業日、国債先物価格および各マザーファンドの過去の一定期間の値動きを基に各資産のリスク水準を計測し、当ファンド全体の基準価額の変動リスクが年率9%程度になると推計される組入比率を算出します。

- ※日本株式マザーと日本REITマザーの組入比率合計は、ファンドの純資産総額に占める比率です。
- ※短期金融資産等には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。短期金融資産等の一部に証拠金が含まれます。
- ※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。これまで分配金実績がないため、税引前分配金再投資基準価額は表示していません。

※日本株式マザー：東京海上・高配当低ボラティリティJPX日経400マザーファンド、日本REITマザー：東京海上・東証REITマザーファンド
 上記は過去の実績であり、当ファンドの運用成果や組入比率等を示唆・保証するものではありません。最終ページの「一般的な留意事項」を必ずご確認ください。

ファンドの主なリスク

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**
- **運用による損益は、全て投資者に帰属します。**
- 投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。 REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。 REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。
先物取引の 利用に伴うリスク	先物取引の価格は、対象証券の値動きや先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となります。 ファンドは、先物取引を活用して実質的に純資産総額を上回る投資を行うことから、現物有価証券に投資する場合と比べ価額変動リスクが大きくなる場合があります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。 発行企業・REITの信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合、また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該証券の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
法制度等の変更リスク	REITおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、REITの価格下落や分配金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ファンドの費用

詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

投資者が直接的に負担する費用（購入時・換金時）	
購入時手数料	購入価額に 3.3%（税抜3%） の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用（保有時）	
運用管理費用（信託報酬）	各ファンドの純資産総額に 年率1.3475%（税抜1.225%） を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が各ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払う各ファンドの監査にかかる費用 各ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年99万円）を日々計上します。 支払時期については、以下の通りとします。 毎月決算型：毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 年1回決算型：毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

※ファンドが実質的に投資するREITについては、市場の需給等により価格形成されるため、REITの費用は表示しておりません。

お申込みメモ

作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。
 詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の基準価額
	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入（スイッチングによる申込を含みます。以下同じ。）・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金申込不可日	ありません。
	信託期間	2022年10月7日（2019年12月24日設定）
	繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の総口数が各10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎月決算型：毎月10日（休業日の場合は翌営業日）。 年1回決算型：12月10日（休業日の場合は翌営業日）。
	収益分配	毎月決算型：年12回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 年1回決算型：年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。 ※将来の分配金およびその金額について、保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。
	課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA」の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

最終ページの「一般的な留意事項」を必ずご確認ください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

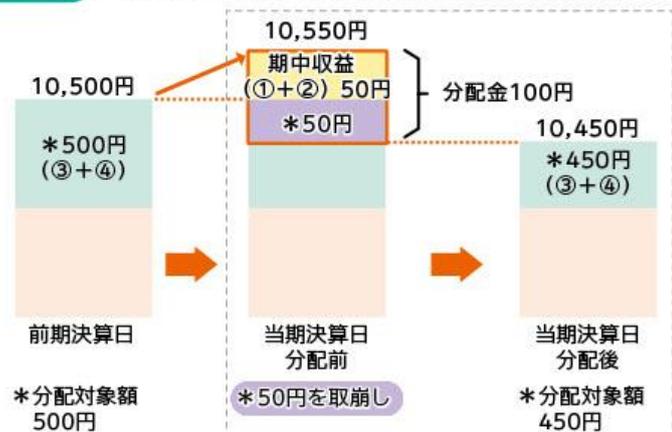
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

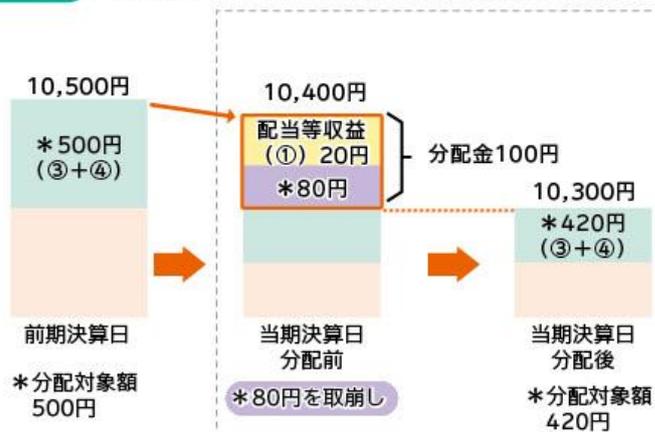
- ①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



①上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
<p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>普通分配金</p> <p>元本払戻金(特別分配金)</p> <p>分配金支払後基準価額</p> <p>個別元本</p>	<p>投資者の購入価額 (当初個別元本)</p> <p>元本払戻金(特別分配金)</p> <p>分配金支払後基準価額</p> <p>個別元本</p>

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

ファンドの関係法人

■委託会社：東京海上アセットマネジメント株式会社

▷ ファンドの運用の指図を行います。

商号等：東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

▷ 信託財産の保管・管理などを行います。

■販売会社：下記をご覧ください。

▷ 投資信託説明書（目論見書）のご提供、募集・販売の取り扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

商号等		加入協会
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社 新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社 S B I 証券）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社 千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第39号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社 中京銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第17号	日本証券業協会
株式会社 中国銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社 百五銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第10号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第134号	日本証券業協会
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	日本証券業協会
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
株式会社 福井銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第2号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

<一般的な留意事項>

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みにあたっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動しますが、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。